

4 計画の実現に向けて

① ロードマップ

(1) 前提条件

- 1) 本事業がBTO方式を予定していること、公社による指定管理期間がR7年度末までであることを考慮し、R8年度よりPFI事業者による指定管理に移行することを前提として事業工程を組み立てる。

(2) 設計・発注準備

- 1) 1工区新築棟基本・実施設計においては、アルファベット群敷地全体の開発許可申請と1工区新築棟実施設計を行う。それと並行する形でPFIアドバイザリー業務を行うことで、PFIの早期事業化を図る。
- 2) 本事業では、事業の効果を持続可能なものとするために、PFI事業者だけでなく、地域のプレイヤーや行政も連携・協働し、ニュータウンの活性化や課題解決、魅力の創造・発信へとつなげることが求められる。公募資料の作成に当たっては、PFI事業や事業者に期待することについて整理し、資料への反映を図る。
- 3) アドバイザリー業務は、上記①1)の工程をふまえてR7年度中に事業契約を行うことを目標とし、R7年3月実施方針、5月入札公告、9月入札、12月に事業契約を行うことを想定する。本工程の場合、別途3ヶ月程度の調整期間がある。

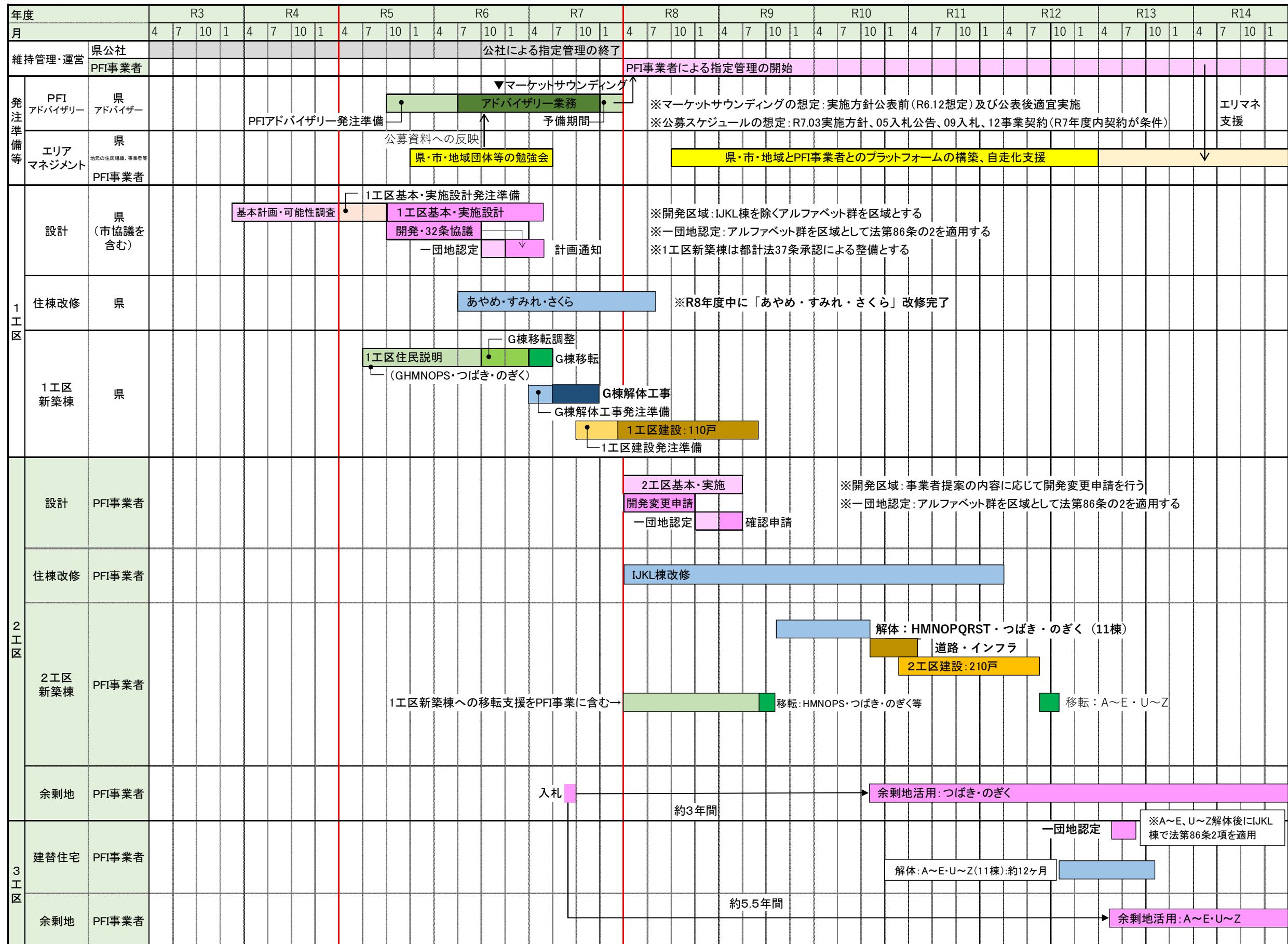
(3) 1工区

- 1) すみれ、あやめ、さくらの住棟改善は、2工区移転における改善住棟の確保、及び直接建設とPFI事業の錯綜を避けるため、R8年度中に改善を完了させる。
- 2) 2工区当初(R8年度当初)における円滑な移転のため、当該対象住棟(G・H・M・N・O・P・Q・R・S・Tのぎく・つばき)入居者への説明をR5年度以降に着手する。
- 3) 仮移転を伴うG棟はR6年度中に移転先の調整を行い、R7年度当初に移転する工程としている。ただし、後続のG棟解体、1工区新築棟建設の工程にゆとりを持たせるため、必要に応じて前倒しすることも検討する。

(4) 2工区

- 1) PFI事業として、R8年度初めから1工区新築棟を含めた団地全体に指定管理を開始する。
- 2) PFI事業として、2工区新築棟及び改善住宅への移転支援業務から開始する。

(5) 事業工程表



② エリアマネジメントに向けたロードマップ

(1) エリアマネジメントのために

本事業の効果を持続可能なものとするために、PFI 事業者だけでなく、地域のプレイヤーや行政も連携・協働し、ニュータウンの活性化や課題解決、魅力の創造・発信へとつなげることが求められる。

直接建設となる 1 工区、PFI 事業による 2・3 工区を想定し、本事業を契機としたニュータウン活性化等へとつながるエリアマネジメントのロードマップ案を整理する。

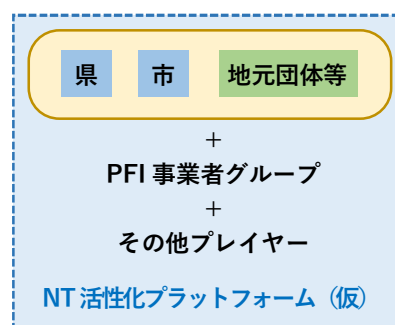
■ ロードマップ案

第 1 フェーズ：PFI 事業者決定後、2 工区竣工まで（令和 8～12 年度半ば）／仕組み検討・試行

- ・ PFI 事業者からのエリアマネジメントの仕組みや体制の提案を踏まえ、勉強会メンバーと PFI 事業者で、ニュータウン活性化等に向けた「プラットフォーム」を構築する。
- ・ プラットフォームの構成メンバーで連携・協働し、県営住宅建替後の将来像を見据えた必要な仕組みを検討するとともに、公園や 1 工区集会所などを活用した試行を実施する。

【仕組みイメージ】

- 集会所等の地域運営・利活用の仕組み
- 集会所等での居住支援や生きがいつくりの拠点づくり
- など公共空間の利活用の仕組みを中心に検討



獲得目標

仕組みの検討・試行

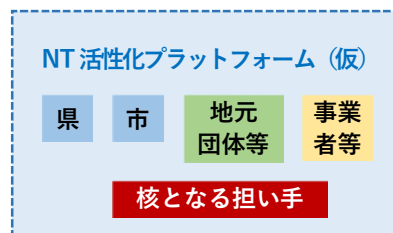
例) 公園・集会所での活動創出
居住支援や生きがいつくり
戸建住宅地との関係づくり

第 2 フェーズ：3 工区竣工まで（令和 12 年度～）／初動期の支援

- ・ 仕組みの検討や試行を踏まえて、PFI 事業完了後も継続できる持続可能な体制の構築をめざす。
- ・ 活動を継続していくためには、「核となる担い手」（地域団体・事業者もしくは新たな組織を立上げ）や経済的な支えの仕組みが不可欠。必要に応じて、公的な位置づけの付与（協定の締結や都市再生推進法人の指定など）を行う。

※公共空間の利活用について（参考資料 1・2 参照）

都市利便増進協定を締結することで、公園や県営住宅敷地内の広場・集会所の運営や利活用の権限を付与することも可能ただし、協定区域内の土地・建物所有者以外に権限を付与する場合は、都市再生推進法人の指定が必要



獲得目標

持続可能な体制の構築

例) 担い手の確立（NPO など）
経済的な支えの仕組み（使用料収入など）
公的な権限等の付与（都市再生推進法人など）

(2) 参考事例：神戸市の北鈴蘭台地域の取組み（令和元年～継続中）

- ・神戸市北区の神戸電鉄北鈴蘭台駅の駅周辺地域では、市営住宅の建替 PFI 事業を契機とした地域活性化の体制・仕組みの構築、具体的な取組みが進められている。

【活動のきっかけ】

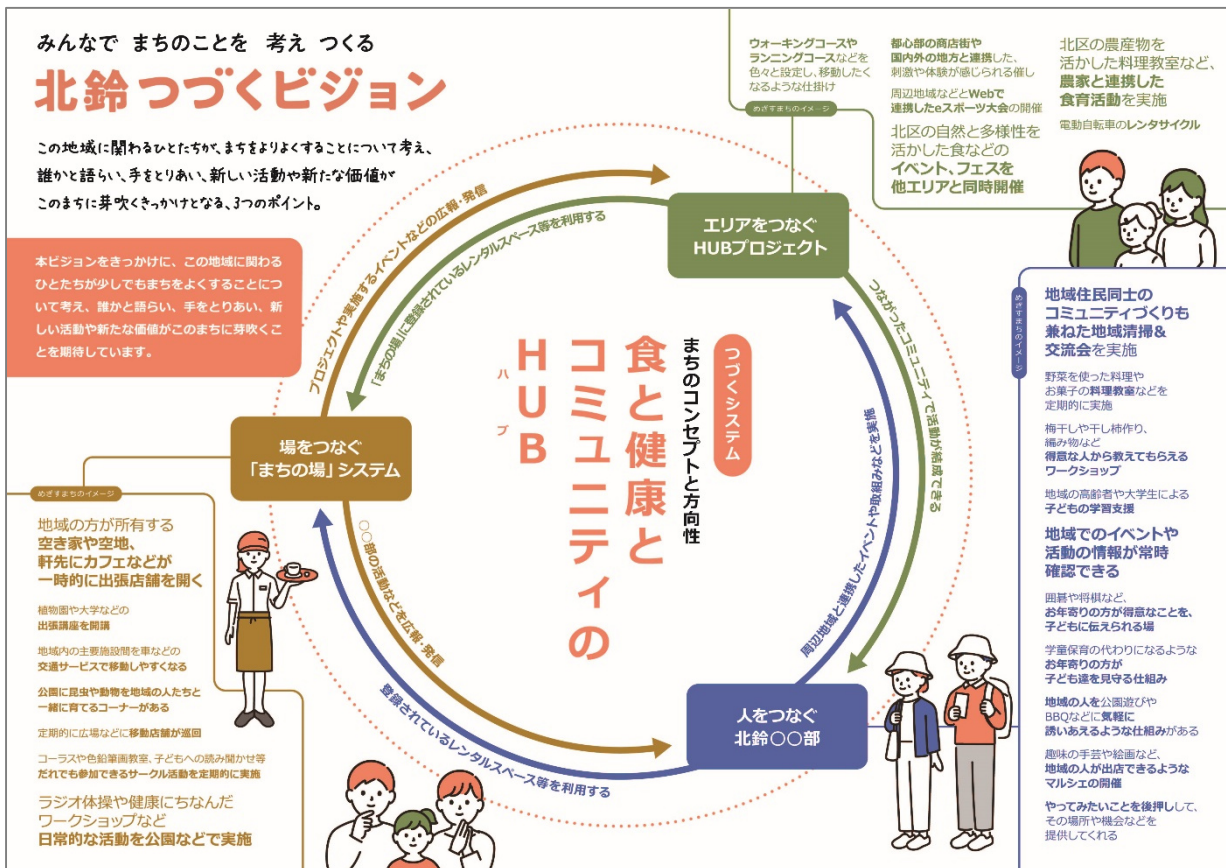
- ・市営桜の宮住宅の建替事業の PFI 事業者が「地域を巻き込んだまちづくり」を提案（代表企業：長谷工コーポレーション、設計・監理企業：市浦ハウジング&プランニング）
- ・事業者グループと市が協働して、市・区、PFI 事業者グループ（建設、設計、余剰地3社）、地域住民組織、地元事業者（鉄道事業者、スーパー、植物園等）、大学に、地域で活動している子ども食堂の NPO、クリエイター集団（デザイン、イベント企画、web など）が参画するプラットフォーム（北鈴〇〇部）を設置

【共通の目標像の作成】

- ・国の官民連携まちなか再生推進事業の支援を受けながら、本エリアの将来像や取組みの方針などをとりまとめた『北鈴つづくビジョン』を作成
- ・地域住民へのアンケート調査、プラットフォームメンバーによる意見交換の積み重ね、素案のパブリックコメント募集を経て、策定
- ・持続可能な仕組みや体制の構築に向けて、本ビジョンを通じて関係者で共有

【持続可能な仕組みの検討と試行】

- ・市営住宅敷地内の広場やプロムナードの地域運営を実現するため、市と協議中（将来的な都市利便増進協定や都市再生推進法人の制度活用を想定）
- ・仕組みの構築に向けた試行として、先行整備された公園を活用した定期的なイベントの開催、担い手の確立（今後、地域プレイヤーがまちづくり会社を設置予定）、経済的な支えの仕組み検討（簡易な広告掲示のできるデジタル掲示板の設置など）を平行して進めている



「出会い」「つながり」たのしむまち

北鈴つづく通信

2022 vol. 5 / 10

Kitasuzu Tsuduku Press

「こどもたちを真ん中に」 こども食堂オープン!

北鈴橋台駅前にも「みんなのごはん」北鈴橋台駅前がオープンしました!
2021年10月26日のオープン日から3月末までに、のべ958人のこどもたちが参加してくれました。参加者は、主に桜の宮小学校区や近隣の仮設にお住まいの未就学児から高校生まで。
コロナ禍のため、本来のこども食堂のカタチである、みんなで集まって一緒にごはんを食べることはできませんが、参加されたこどもたちの体調を確認して、お弁当配布やフードハンターによる食材配布をおこなっています。また、「みんなのごはん」北鈴橋台では、様々な企業・団体様からのご寄付で活動を続けています。
こどもたちの元気を笑顔を守るため、これからも「食べることを通じて安心安全な暮らしを見守ってまいります!」

みんなのごはん

※参加されている方のご意見

こどもたちは毎回のお弁当を楽しみにしています!

香気、色、味、栄養価の高い食材もあり、美味しく、また、毎日のお米の配給に助かります!

慌ただしい日々の中で、こども食堂に参画することで、繋がって一息つく時間がとれました!

「みんなのごはん北鈴橋台」
神戸市北区早稲台1丁目1-13
※北鈴橋台駅前「倉形健」駐車場のスロップ降

開業の案内は、
公式LINEより
発信中!

●お問い合わせ先
神戸市北区早稲台1丁目1-13
みんなのごはん北鈴橋台 事務局
TEL: 078-965-2011

●お問い合わせ先
北鈴橋台駅前「倉形健」駐車場のスロップ降
TEL: 078-965-2011

●お問い合わせ先
北鈴橋台駅前「倉形健」駐車場のスロップ降
TEL: 078-965-2011

●お問い合わせ先
北鈴橋台駅前「倉形健」駐車場のスロップ降
TEL: 078-965-2011

グループイベント情報

北鈴さんぽ

みんなと歌いつなぎたい思い

神戸の街への愛を歌った「大好きな街 神戸」が桜の宮ふれあいのまちづくり協議会主催の「歌声くらぶ」で歌われていることを知り、その歌とお話をききました!なんとこの曲は、北区在住の方が作詞をされたそうで、海や山などの自然が豊かなことや、有馬やしあわせのむらなど、神戸にある素敵な場所が紹介されています。また、編曲を担当された松原さんは、「地域に住まう小さなお子さんからシニアの方までと一緒に、パートごとにリレー形式で歌いつなぎたい」という夢もあるそうで、幼稚園などのお子さんでも歌いがりやすいような曲になっています。この曲が気に入る方や一緒に歌ってみたい方は、ぜひ一度、歌声くらぶにお越しください!

「歌声くらぶ」
神戸市北区早稲台1丁目1-13
TEL: 078-965-2011

「山北(まづんでんの一ず)しんぶん」を
はじめたきっかけは何ですか?
コロナが流行りだした頃、よく近所を散歩してました。散歩中に見た素敵なシーンを絵にするのが好きで、その絵が少しでも地域の方の目につけるようにしたいなと思い、月2回ほど発行しています。
私に駅前に来たときは、山北しんぶんを見るのが楽しみになっていました。「山北」の由来は何ですか?
よく散歩をしたり、行きつけのお店がある「山の街」と「北鈴橋台」の漢文字をとって「山北」としています。
これから地域に期待することはありますか?
地域を自分で楽しんでもらえるようなきっかけがあるといいな、と思います。また、他の人が発行するオリジナルのしんぶんが見られたら嬉しいです。
「山北しんぶん」北鈴橋台発行(月刊)の「みんなの暮らし」を応援したい! (松原 健二 さん)

お便り募集中!

北鈴橋台のオスズメ情報や、本誌へのご意見、ご要望、本誌で取り上げほしいお店や人など、みなさんからお便りをお待ちしております!
送り先 kitasuzuobu@gmail.com

北鈴○○部のメンバー紹介

神戸住環境整備公社 (2022年5月より 神戸市山手区に本社から移転しました)
当公社は、住宅政策に注力した団体として、市民の安全・安心・快適な住環境づくりに取り組んでいます。北鈴橋台では、公社様の賃貸住宅から生まれ変わったアトラス神戸北鈴橋台の賃貸住宅12戸を提供しています。

北鈴橋台「みんなのごはん」の情報発信中!

この度、北鈴○○部から、公園でのやってみたいを表現する「北鈴こうえん部」が誕生しました!GWに初の企画として、北山公園のオープニングイベントを開催。たくさんの方で大盛況でした!LINE公式アカウントにて、北鈴こうえん部のイベント情報を発信しています。ぜひご登録ください!

北鈴○○部による地域の魅力を発信するニュース



地域の団体による
紙芝居の読み聞かせ



小さな子どももできる輪投げ
(参加コインの獲得)



老人会による昔遊び
世代間交流のシーン



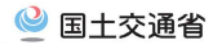
キッチンカー

北鈴〇〇部による公園を活用した試行イベント

(3) 参考資料1) 都市利便増進協定 <都市再生特別措置法 第74条~80条の2>

- ・都市利便増進協定とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民(地権者等)が自主的に定めるための協定制度である。地域のエリアマネジメントを継続的に取り組む際に活用することが期待される。地域住民同士が締結したものを市町村が認定することにより(法第75条)、良好な居住環境の確保や地域の活性化等、地域主体の公共的な取組みを促進するとともに、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを促進することが可能となる。

H23- 都市利便増進協定 都市再生特別措置法第74条-第80条



- ・都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理のための協定を締結。オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催。
- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供。国・自治体が必要なサポートを実施。

- ▶地域の実情・ニーズに応じたルールによるまちづくりが実現。
 - ・地域住民等のまちづくり参画の促進、それを通じた満足度の向上。
 - ・公共公益施設の管理を民が行うことで、公共側の財政負担の軽減も期待。



都市利便増進協定

①協定締結者

- ・地域住民(土地所有者等)
- ・都市再生推進法人

②協定により定める事項(例)

- ・まちづくり会社が広場を管理・運営。その際、イベントの開催等、賑わいを創出する取組も併せて推進。
- ・まちづくり会社が広告板を設置し、その管理を行うとともに、広告収入をまちづくり活動に充当。
- ・ベンチ、緑地などの清掃・補修等を地域住民が自ら実施。等

▲
市町村長による認定
国や地方公共団体による援助(情報提供、助言等)

○特徴とメリット

都市利便増進協定を締結することにより、都市再生特別措置法に基づく公的な協定(ルール)の下、地域住民による自主的なまちづくり(エリアマネジメント)が推進されます。

①まちづくりのソフト的な取組みを推進

都市利便増進施設の整備や設置に関するルールのみならず、管理に関するルールを協定事項として定めることができます。地域住民が共同で利用する地域の広場・緑地の清掃・利用に関するルールやイベントなどを組込むことで、より地域に密着したまちづくりに関する協定が締結できます。

②民間まちづくり活動促進事業による支援(H24新規)

都市再生推進法人や地域住民等による都市利便増進協定の協定に基づく社会実験・実証事業等に対して支援しています。

③地域住民の相当数の参加で協定が締結可能

従来の法定の協定(建築基準法に基づく建築協定、景観法に基づく景観協定等)は、地域の地権者等の全員参加が条件でしたが、都市利便増進協定は、全員の参加を要件としておらず、地域の相当数の参加で締結が可能のため、より柔軟に協定が締結できます。

④都市再生特別措置法に基づく市町村長の認定

都市再生特別法に基づいて、市町村長は地域の自主的な協定を認定することができます。市町村からの認定により、協定の実効性がより担保されるとともに、市町村や国からの支援(情報の提供や助言)が受けやすくなります。また、市町村にとっても、法律に基づく認定であることから、市町村において条例や要綱等を新たに定めることなく、地域住民の自主的なまちづくりを支援しやすくなります。

【全国での実績】全 24 件 (R2.10 末時点)

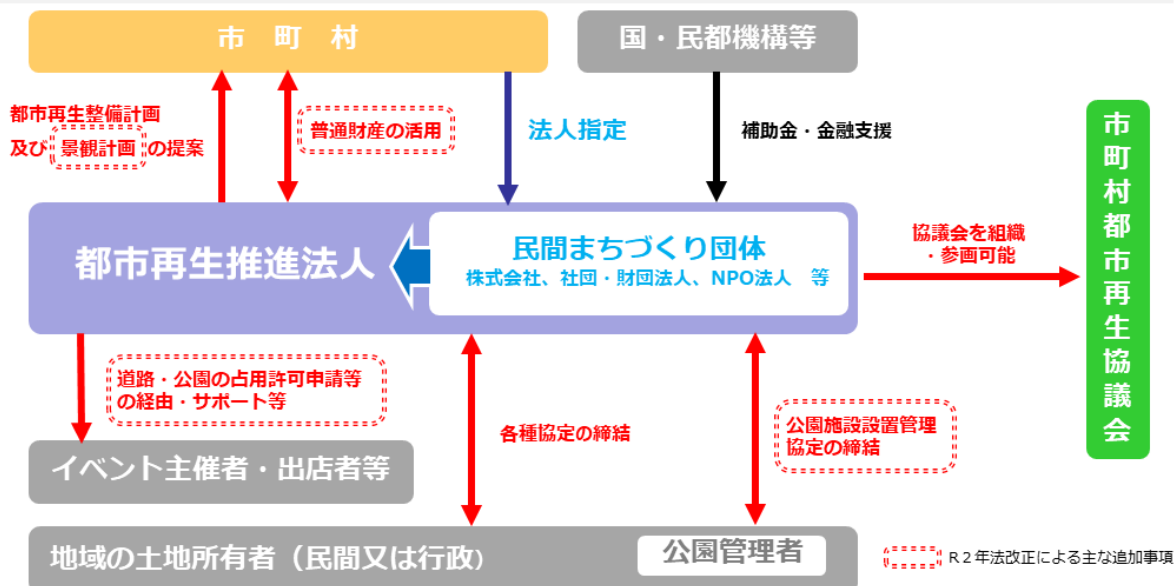
協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
富山市、(株)まちづくりとやま	H24.3.29	ミスト装置、音響装置	(株)まちづくりとやまが日常管理や施設を活用したイベントを実施 ※現：(株)富山市民プラザとなり H31.4.1 に更新
川越市、(株)まちづくり川越	H24.8.7	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
北海道開発局、 札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
草津市、草津まちづくり(株)	H25.12.27	公園系施設 (屋上広場、管理倉庫、受水槽)、 にぎわいを創出する施設 (屋外デッキ、テーブル、イス)	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
大阪市、 エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、 三井住友信託銀行(株)、 積水ハウス(株)、 ノースアセット特定目的会社、 阪急電鉄(株)、 三菱地所(株)、 (一社)グランフロント大阪 TMO	H26.12.5	歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、 広告板・バナー広告、敷地内広告、 案内サイン、屋外ベンチ、 非常用電源コンセント、 多機能照明柱(添架設備)、 防犯カメラ、アップライト	維持管理、違法駐輪抑制への取り組み、良好な景観の保全、 安全な歩行者環境の確保
東海市、(株)まちづくり東海	H28.2.16	食事施設、休憩施設 その他これらに類するもの	清掃、美化活動、広告物の指導等
草津市、草津まちづくり(株)	H28.12.2	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの 広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキング、幕、アーチその他これらに類するもの	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾
柏市、(一財)柏市みどりの基金	H29.2.3	食事施設、購買施設	(一財)柏市みどりの基金が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
長浜市、えきまち長浜(株)	H29.3.14	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、 広告塔、ベンチ及び街路樹等	日常管理業務はえきまち長浜株式会社が実施 管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
仙台市、 (一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.24	運動広場、運動広場付帯管理施設、 運動施設案内板	芝生・樹木の維持管理、清掃・点検・巡回、小規模修繕、 利用者へのマナー周知
大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、 三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、 ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄 (株)、三菱地所(株)、一般社団法人グラン フロント大阪 TMO	H30.2.14	広告版、バナー広告、オープンカフェ、売店、 案内サイン、多機能照明柱、防犯カメラ、屋外 ベンチ、アップライト、非常用電源コンセント、 高質な歩道空間、敷地内広告	都市利便増進施設及び周辺の、維持管理の実施、違法駐輪抑制への取り組み、 良好な景観の保全、歩行者環境の確保
さいたま市、 (一社)アーバンデザインセンター大宮	H30.2.20	にぎわい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用してまちのにぎわいの創出に資するイベント等 を実施。管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担
名古屋市、栄ミナミまちづくり(株)	H30.3.23	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、 アーチ添加広告、有料駐輪設備	都市利便増進施設周辺の清掃、美化活動等
栄ミナミまちづくり(株)、 三菱 UFJ 信託銀行(株)	H30.3.30	シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
福井市、まちづくり福井(株)	H30.4.4	食事・購買・休憩施設、 広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、 プランター等の管理
中部地方整備局、 栄ミナミまちづくり(株)	H30.9.25	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	H31.3.8	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
神戸市、神戸ハーバーランド(株)	H31.3.14	購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持 管理
福崎町、(株)PAGE	H31.3.27	賑わい創出施設等	福崎町が(株)PAGE を指定管理者とし(株)PAGE が施設の運営、管理
豊田市、(一社)TCCM	R1.5.20	飲食店、ベデストリアンデッキ、インフォメー ション施設、停車場線	広場の利用に対する PR・事務等、都市利便増進施設及び周辺の清掃、美 化活動、違法広告物撤去
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	常設の小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、 パラソル、防犯カメラ (北口芝生広場地区)	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	常設の小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テー ブル、椅子、パラソル、プランター (南口イベント広場地区)	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	R1.10.10	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及 び観光案内所、バス定期券発売所及びバス案内 所、道路通行空間	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管 理を行う
静岡市、御伝鷹まちづくり(株)	R1.10.16	常設店舗、オープンカフェ施設等	清掃美化活動、安全な通行の確保

参考資料 2) 都市再生推進法人 <都市再生特別措置法 第 118 条～123 条>

- ・都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定するものである（法第 118 条）。
- ・まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度。
- ・都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待される。都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画、景観計画の案を、市町村に提案できる。
- ・都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO 法人、まちづくり会社である。民間まちづくり活動の成熟化・ノウハウの蓄積に伴い、近年では市町村の出資を受けない民間まちづくり会社の発意による多様なまちづくり活動が広がってきているため、こうしたまちづくり会社についても、都市再生推進法人として指定できるよう、平成 28 年度より、都市再生推進法人に指定する際の「まちづくり会社」への市町村の出資要件は撤廃された。ここでの「まちづくり会社」とは、まちづくりの推進を図ることを目的として設立される公共性が高い会社のことを指す。

H19- 都市再生推進法人 都市再生特別措置法第118条-第123条 国土交通省

都市再生推進法人は、まちづくりに関する豊富なノウハウ等を有し、運営体制等が整っている優良なまちづくり団体に対して、都市再生特別措置法に基づき市町村長が指定する法人をいう。



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

■ 都市再生推進法人の指定要件の緩和（H28 改正都市再生特別措置法）

- 地方都市を中心として近年まちなかのにぎわいが失われていることや地方公共団体が財政難に直面していること等を背景に、民間まちづくり団体がまちづくり行政を補完する必要性が高まっており、より広くまちづくり活動をまちづくり会社に補完してもらう必要がある。
- そこで、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社を都市再生推進法人として指定する際に求められる「政令で定める要件（株式会社にあつては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上であること、持分会社にあつてはその社員のうちに市町村があること。）」を撤廃することで、まちづくり会社によるまちづくり行政の補完を推進する。

【全国での実績（一覧）】全 105 団体（R4.10 末時点）

都市再生推進法人一覧①（令和4年10月末時点・全105団体・法人形態ごと指定日順）国土交通省
まちづくり会社:58団体

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H23.12.9	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	H31.1.21	福岡市	株式会社 PAGE
H24.3.2	富山市	株式会社 富山市民プラザ	H31.2.12	神戸市	神戸ハーバーランド株式会社
H24.3.30	飯田市	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	H31.3.6	寝屋川市	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社
H24.5.28	川崎市	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	R1.5.16	守山市	株式会社 みらいもりやま21
H25.4.18	福井市	まちづくり福井株式会社			株式会社 まちづくり岡崎
H25.9.3	千代田区	秋葉原タウンマネジメント株式会社	R1.5.22	岡崎市	株式会社 三河歌守舎
H25.9.25	牛久市	牛久都市開発株式会社	R1.8.13	新潟市	新潟古町まちづくり株式会社
H25.12.27	草津市	草津まちづくり株式会社	R1.9.25	町田市	株式会社 町田まちづくり公社
H27.3.9	東海市	株式会社 まちづくり東海	R1.12.18	須賀川市	株式会社 テダソチマ
H27.3.20	長浜市	えきまち長浜株式会社	R2.3.16	静岡市	御伝庵まちづくり株式会社
H27.7.15	むつ市	むつまちづくり株式会社	R2.3.27	佐久市	株式会社 まちづくり佐久
H28.6.30	目黒区	株式会社 ジェイ・スピリット	R2.3.31	宇部市	株式会社 にぎわい宇部
H28.9.1	桜井市	桜井まちづくり株式会社	R2.5.29	石巻市	株式会社 街づくりまんぼう
H29.7.7	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	R2.8.14	草加市	アコス株式会社
		株式会社 紀州まちづくり舎	R2.8.31	丸亀市	株式会社 HYAKUSHO
		株式会社 sasquatch (サスカッチ)	R2.10.1	寄居町	株式会社 まちづくり寄居
H29.12.26	和歌山市	株式会社 真田堀家守舎	R2.10.21	岡山市	おかやま未来まちづくり株式会社
		株式会社 ワカヤマヤモリ舎	R2.12.21	八戸市	株式会社 まちづくり八戸
		株式会社 宿坊クリエイティブ	R3.1.20	福山市	株式会社 築切家守舎
		ユタカ交通株式会社	R3.4.28	名古屋	錦二丁目エリアマネジメント株式会社
H30.1.29			R3.7.8	倉敷市	倉敷まちづくり株式会社
H30.2.20	大津市	株式会社 まちづくり大津	R3.8.2	神戸市	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構
H30.2.22	名古屋	栄ミナミまちづくり株式会社	R3.8.25	和歌山市	ビーフレンズ株式会社
H30.3.26	大船渡市	株式会社 キャッセン大船渡	R3.10.11	函館市	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design
H30.10.1	川口市	川口都市開発株式会社	R4.3.16	小松市	株式会社 こまつ賑わいセンター
H30.10.5	春日井市	高蔵寺まちづくり株式会社	R4.5.12	大分市	株式会社 大分まちなか倶楽部
H30.10.26	合志市	株式会社 こうし未来研究所	R4.7.26	越前市	まちづくり武生株式会社
H30.11.1	水戸市	まちみとラボ	R4.8.15	西尾市	株式会社 城下町PRIDE
H30.12.28	多治見市	多治見まちづくり株式会社	R4.9.16	福山市	福Lab株式会社
			R4.10.31	各務原市	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL

◆ 社団・財団法人:35団体

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H25.9.3	千代田区	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	R2.11.24	和歌山市	一般社団法人 ミチル空間プロジェクト
H26.1.14		一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	R2.11.30	神戸市	一般社団法人 リハブルシティニシアティブ
H26.2.14	柏市	一般財団法人 柏市まちづくり公社	R2.12.4	武蔵野市	一般財団法人 武蔵野市開発公社
H26.3.31		一般財団法人 柏市みどりの基金	R3.5.13	大阪市	一般社団法人 梅田1丁目エリアマネジメント
H26.7.29	大阪市	一般社団法人 グランフロント大阪TMO	R3.8.27	伊豆の国市	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント
H27.3.26	新宿区	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	R4.1.17	中央区	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント
H27.6.2	千代田区	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	R4.3.8	名古屋	公益財団法人 名古屋まちづくり公社
H27.6.24		一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	R4.3.8	岡山市	一般社団法人 ぶらっと西川
H28.1.14	仙台市	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	R4.3.11	和歌山市	一般財団法人 和歌山まちづくり財団
H28.7.12	さいたま市	一般社団法人 美国タウンマネジメント	R4.3.29	江戸川区	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント
H29.10.4	さいたま市	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	R4.10.4	呉市	一般社団法人 KURE-PERS
H29.10.10	東京都港区	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント			
H29.12.26	和歌山市	一般社団法人 みんとしよ			
H30.3.23	豊田市	一般社団法人 TCCM			
H30.5.11	渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント			
H30.6.24	静岡市	一般社団法人 草薙カルテッド			
H30.11.27	東京都港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント			
H30.12.18	前橋市	公益財団法人 前橋まちづくり公社			
H31.3.20	柏市	一般社団法人 UDCKタウンマネジメント			
R1.6.18	和歌山市	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト			
R2.1.30	府中市	一般社団法人 まちづくり府中			
R2.2.21	世田谷区	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメント			
R2.4.1	前橋市	一般社団法人 前橋デザインコミッション			
R2.9.15	中央区	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント			